

すみだ良質な集合住宅認定「防災型」 基準適合表:選択項目(ハード面・ソフト面)

認 定 番 号			第7号 (平成30年3月26日)
物 件 名			ROZEO
所 在 地			横川五丁目
住 戸 数			16戸(賃貸)
ハ ー ド 面	の構 配 造 上	7階建て以上の場合は、中間階(いずれの階からも5階分を越えない階)に 備蓄倉庫を設ける。	○
	設 備 上 の 配 慮	災害用仮設便所が設置可能なマンホールの整備及び災害用仮設便所の 用意をしている。	○
		炊き出し用のかまどを整備している。	
		停電時においてもエレベーターを運転することができる自家発電機等が整 備してある。	
		停電時においても全住戸に継続的に水の供給が可能で、同時にエレベ ーターを運転することができる自家発電機がある。	
		停電時においても照明を使用することができる自家発電機等の予備電源 設備がある(蓄電池を含む。)	
		災害時の居住者の情報収集等のために、停電時においても電源を確保す ることができる無線LAN環境を整備している。	
		エレベーター内に災害用キャビネットを設置している。	
	生 活 用 水 の 確 保	次のいずれかに適合すること。 ア 自家発電機と貯水設備を整備する。 (貯水容量は、総住戸数×0.27t以上) イ 井戸又は雨水貯水設備を整備し、その水を 飲料水に転用できる設備を用意する。 ウ 居住者が使用できる雨水貯留層を整備する。 (貯水容量は、総住戸数×0.27t以上)	
	周 配 辺 慮 へ の	敷地内又は建物内に、災害時に居住者以外の者が避難可能な共用部分 があり、居住者以外の者の避難について墨田区と防災協定を締結する。	○
		窓ガラス、塀等が破損した場合、道路に落下しないような措置が講じてあ る。	○
ソ フ ト 面	生 活 の 確 保 の た め	備蓄倉庫に総住戸数×27リットル以上の飲料水を準備し、適正に管理す る(1世帯3人とした場合の3日分の量)。	
		備蓄倉庫に総住戸数×27食以上の煮炊き不要な食料を準備し、適正に管 理する(1世帯3人とした場合の3日分の量)。	
	居 住 者 へ の 配 慮	各住戸に、防災用品(家具転倒防止金物、ヘルメット、懐中電灯、ラジオ、 消火器及び救急箱)を配備する。賃貸集合住宅の場合は、新規入居者ごと に配備する。	
	防 災 活 動 の 実 施	年に1回以上、防災訓練を行う。	○
		少なくとも管理組合員(賃貸住宅の場合は、オーナー及び管理責任者とす る。)が、町会等の地域自治会の防災訓練に参加する。	○
		災害時対応マニュアルを作成し居住者に配布する。	○
		管理者又は管理組合により災害対策組織を結成し、災害時の居住者間連 携を強化する。管理会社等は、災害対策組織との連絡体制を整備する。	○
		災害時にエントランス等を周辺住民の避難場所等として開放する。	○
	(地 域 防 災)	墨田区と防災協定を締結する。(2)	○
		災害用仮設便所が設置可能なマンホールの整備と災害用仮設便所の用 意をしている場合、災害時には周辺住民の使用を許可する。	○

(1)
分譲集合住宅の場合においては、重要事項説明書、物件の売買契約書等に内容を明記し、後の所有者に適合基準の
内容を継承すること。賃貸集合住宅の場合においては、重要事項説明書、賃貸借契約書等に内容を明記し、賃借人に
適合基準の内容について承諾を得る。

(2)
協定の内容については、墨田区の地域防災の所管部署と協議することとし、少なくとも災害時における緊急避難を要す
る者の一時待機に関する事項を含むこと。